

平成29年度学校監査指摘事項及び措置状況

教育委員会

指摘事項	措置状況
<p>(1) 服務事務における事務処理を誤っていたものについて</p> <p>ア 教職員（校長を除く）の職務専念義務免除申請の決定権者は校長であるが、副校長が決定していたものがあった。</p> <p>（菅刈小学校、中目黒小学校、烏森小学校）</p> <p>イ 教職員（校長、副校長を除く）の旅行の命令権者は副校長であるが、校長が命令していた。</p> <p>（第八中学校）</p> <p>ウ 時間講師について、勤務時間の振替命令の命令権者は副校長であるが、校長が命令していた。</p> <p>（菅刈小学校）</p> <p>エ 臨時の任用の教職員（産休・育休代替教職員）について、任用予定の変更の度に、誤って、年次有給休暇を新規として付与したため、結果として正当な付与日数を上回って休暇を取得していたものがあった。</p> <p>（油面小学校）</p> <p>オ 宿泊を伴う出張で出張復命書が作成されていないものがあった。</p> <p>（中目黒小学校、油面小学校、烏森小学校）</p>	<p>教職員の服務については、平成24年9月発行の校務事務手引き服務編及び平成27年3月発行の学校職員のための勤務時間等の手引き等に基づき処理しているところであるが、今回、複数校において指摘を受けたことを重く受け止め、当該校に改めて手引きやマニュアルを確認させるとともに、小・中学校長に服務に係る事務処理の周知徹底を図るなど再発防止に努めていく。</p> <p>併せて、教育指導課においても原因を検証し、職員間での情報共有を図るとともに、転入副校長及び事務職員への支援を行うなど服務管理の徹底を図る。</p> <p style="text-align: right;">【教育指導課】</p>
<p>(2) 給与事務における事務処理を誤っていたものについて</p> <p>旅費の算定にあたり、定期券及び回数券等利用の場合の旅費の調整、出張時間前の年休取得時の旅費支給の適用、旅行雑費の適用等に誤りがあり、支給額に過払いや不足が生じていた。</p> <p>（碑小学校、中目黒小学校、油面</p>	<p>区費職員の服務・給与事務については、服務の手引、給与事務の手引、旅費事務の手引等に基づき処理しているところである。</p> <p>今回、複数校において旅費の算定の誤りについて指摘を受けたことから、該当校において必要な追給の処理を行った。</p> <p>今後は、再発防止のため教育政策課としても、学校において手引に基づく適正な事務処理が行われるよう</p>

<p>小学校、烏森小学校、月光原小学校、不動 小学校、第八中学校、東山中学校)</p> <p style="text-align: center;">【教育政策課】 【教育指導課】</p>	<p>徹底を図る。</p> <p style="text-align: right;">【教育政策課】</p> <p>教職員の給与事務については、平成29年5月発行の旅費の手引及び平成28年5月発行の給与関係質疑応答集等に基づき処理しているところであるが、今回、複数校において旅費の支給額に過払いや不足が生じていたとの指摘を受けた。これを受け、当該校に改めて手引きや質疑応答集を確認させるとともに、小・中学校長に旅費事務に係る事務処理の周知徹底を図るなど適正な旅費事務の執行に務める。 併せて、教育指導課においても確認作業を行うとともに、転入副校長及び事務職員への支援を行うなど再発防止に努めていく。</p> <p style="text-align: right;">【教育指導課】</p>
<p>(3) 契約事務における事務処理を誤っていたものについて 物品の購入に当たり、1件当たり5万円以上の契約については原則として2者以上の業者から見積書を徴取することとされている。契約依頼時の契約確認票では2者以上からの見積徴取としていたが、実際には1者からの見積徴取のものがあった。 (碑小学校)</p> <p style="text-align: center;">【教育政策課】</p>	<p>指摘を受けた契約案件の具体的な状況は、契約依頼の時点では2者以上からの見積徴取を予定し、実際に2者への見積依頼を行ったが、うち1者から期日までの回答が得られず、結果的に1者からの見積徴取となってしまったものであった。 これを受け、事務職員会において下記2点について指導を行った。</p> <p style="list-style-type: none;"> ① 予定価格が5万円以上の物品購入契約については、2者以上からの見積徴取が原則であり、納期限を考慮し十分な見積期間を確保すること。 ② 見積徴取の相手方から、購入予定の物品の特殊性から納品が出来ない旨の申出があった場合は、納品が出来ない理由を記載した辞退届を徴取すること。 </p> <p style="text-align: right;">【教育政策課】</p>
<p>(4) 理科準備室内における毒物劇物の管理が適正でなかったものについて ア 毒物劇物危害防止規定において、規定が整備されていなかったり、整備はされているが必要事項が漏れているものがあった。 (中目黒小学校、烏森小学校、第八中学校) イ 毒物劇物管理簿について、教育指導課長の通知に基づく最新の様式を用いず、旧様</p>	<p>指摘を受けた各学校に対して、個々の指摘事項を改めて確認、理解させた上、必要事項を是正させ、再発の防止に努めるよう指導した。また、平成30年3月の合同校（園）長会及び合同副校（園）長会にて指摘事項を周知し、他校での再発防止に努めるよう指導する。 ア 規定の整備及び必要事項の漏れを是正するよう指導した。</p>

<p>式を使用しており、毒物、劇物又は一般薬品類の別を記載していないものがあった。 (中目黒小学校、第八中学校、第十一中学校)</p> <p>ウ 毒物劇物の管理状況について、自己点検表を用いて年3回以上確認すべきところ、年1回しか行っていなかった。 (中目黒小学校、第八中学校)</p> <p>エ 毒物劇物の管理について、保管庫内の残量と毒物劇物管理簿の記載とが一致していないものがあった。また、毒物劇物管理簿を、パソコンで管理しており、使用量の確認や管理監督者の確認の押印など、適時適切な管理ができていなかった。 (鳥森小学校)</p> <p>オ 毒物劇物の管理について、使用した薬品以外の残量確認を行っていなかった。 (第八中学校)</p>	<p>イ 新様式を理解させ、適切な記載を行うよう指導した。</p> <p>ウ 自己点検は、年度当初、途中、年度末と年3回行い、結果を自己点検表に記録し、組織的に確認するよう指導した。</p> <p>エ 毒物劇物残量の現物確認の結果を管理簿と一致させ、また、管理監督者が確認できるよう、所定の管理簿を使用するよう指導した。</p> <p>オ 毒物劇物の残量確認については、未使用のものも含めて、すべてを対象に行うよう指導した。</p> <p style="text-align: right;">【教育指導課】</p>
--	---